

合理的配慮の提供は義務

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

障害者権利条約から障害者差別解消法へ

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定されたきっかけは、障害者権利条約です。正式名称は「障害者の権利に関する条約」で、2006（平成18）年に国連総会で採択されました。国連における主要人権条約の中では、新しいものに属します。条約の内容をめぐる討議は、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という合言葉のもとに、世界中の多くの障がいのある人の参加によって行われました。

障害者権利条約は、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めています。自由権規約や社会権規約、人種差別撤廃条約等と同様に、締約国が条約を履行しているかどうかをチェックするために、障害者権利委員会による審査の仕組みを設けています。

日本は、2007（平成19）年9月にこの条約に署名しましたが、2014（平成26）年の批准までには長い期間を要しました。この間には、条約との整合性をとるために、国内法令の整備が進められましたが、その検討過程では、障がい当事者の意見が重視されました。2011（平成23）年には障害者基本法の改正、2012（平成24）年には障害者総合支援法の制定等が進められていきました。そして2013（平成25）年6月に、改正障害者雇用促進法と障害者差別解